

## 税・社会保険・公共料金等の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

### 1. 納税・税務に関する特例

#### （1）納税の猶予の特例

【標準的な税の納付期限】

- 法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- 消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）  
※個人事業者は3月末（2020年は4月16日）
- 申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日以降も柔軟に申告を受付）
- 固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

現行制度	特例
● 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	● 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が減少※した場合に1年間納税を猶予。 ※前年同期比概ね20%以上
● 原則として、担保の提供が必要。	● 担保は不要。
● 延滞税は軽減（年1.6%）	● 延滞税は免除。

【参照】 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf)

#### （2）税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日(月)	・4月16日(木)まで 期限を延長
個人事業者 の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日(火)	・4月17日(金)以降 であっても柔軟に確定申 告書を受付
贈与税	令和2年3月16日(月)	※申告書の作成又は来署 することが可能になった時点 で税務署へ申し出ていただ ければ、申告期限延長の取 扱いをさせていただきます。

□ 4月17日(金)以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行う。

□ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告が行えるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段を用意。

□ 令和元年分の還付申告については、5年間(令和6年12月31日まで)申告することが可能。

#### 【参照】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf)

### (3) 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

#### 【個別の事情】

##### ①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

##### ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

##### ③事業を廃止し、又は休止した場合

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

【猶予が認められた場合】

- 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

【出典】 [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

（４）地方税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上の急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、国から地方公共団体に対し要請しています。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」を取得すると、「新型コロナウイルス臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

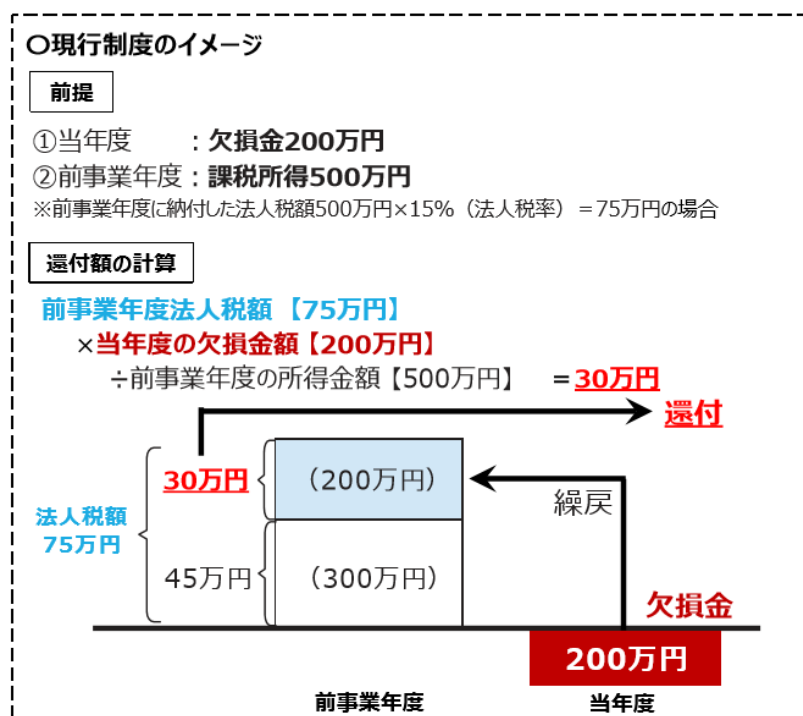
## 2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【問合せ先】 お住まいの都道府県・市区町村

### (5) 欠損金の繰越し還付

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。



【参考】 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure3.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)

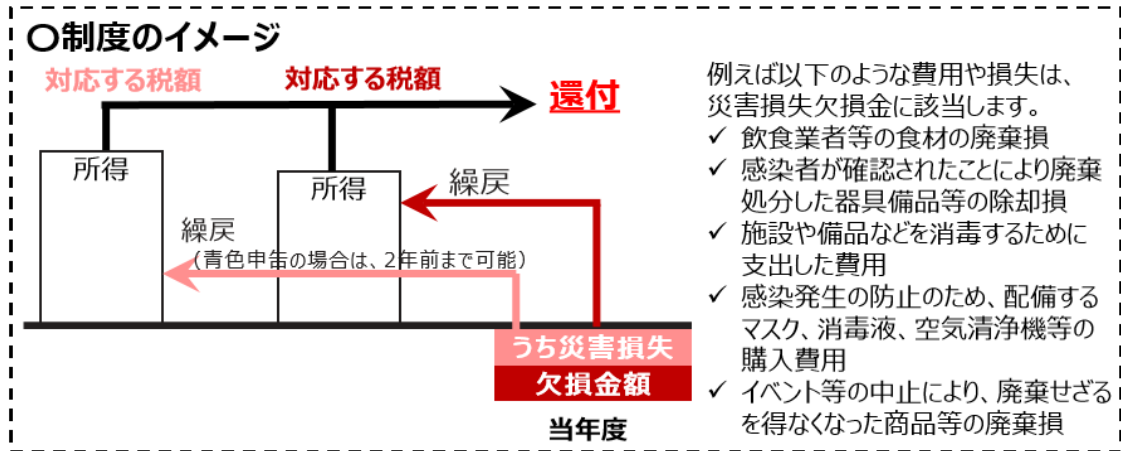
### (6) 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受ける

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

ことができる制度です。



【参考】 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/brochure3.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf)

(7) 固定資産税等の軽減

## 固定資産税等の軽減の全体像

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※1) **納税猶予の要件**  
→ 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね**20%以上減少**
- (※2) **軽減・免除の要件**  
→ 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率  
・50%以上減少 : **ゼロ**  
・30%以上50%未満 : **1/2**

支払い時期 対象資産	2020年 (2020年1月1日時点で保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で保有するものが課税対象)
<b>土地</b> 【固定資産税・都市計画税】	納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年猶予分の支払い	2022年分の支払い
<b>事業用家屋</b> 【固定資産税・都市計画税】	納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2(※2) 2020年猶予分の支払い	2022年分の支払い
<b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b>			
・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			
<b>償却資産</b> (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予(※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2(※2) 2020年猶予分の支払い	2022年分の支払い
<b>新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ</b>			
・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の2021年度※の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※2020年度の固定資産税及び都市計画税は、新たな特例措置（売上が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予可能です。

【減免対象】※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

## 2. 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。※門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

<b>国</b> (導入促進指針の策定) 協議 ↑ ↓ 同意	<b>対象地域</b> 全国 <b>1,646自治体</b> （うち1,642がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
<b>市町村</b> (導入促進基本計画の策定) 申請 ↑ ↓ 認定	
<b>中小企業</b> (先端設備等導入計画の策定)	<b>対象設備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</li> <li><b>事業用家屋と構築物を対象追加</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの</li> <li>構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</li> </ul> </li> </ul> <small>※既に先端設備等導入計画の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置付ける必要があります。</small>
	<b>特例措置</b> <p>固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減  <small>※軽減率は各自治体が条例で定める</small></p>

【問い合わせ先】

固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322



※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## 2. 社会保険の特例

### (1) 厚生年金保険料等の猶予制度

#### 1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

#### 2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

「1. 換価の猶予」または「2. 納付の猶予」が認められると、

- 猶予された金額を猶予期間中に各月に分割して納付することになります。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金が一部免除されます。

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。

#### 【出典】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/kankayuyo.html>

#### 【問合せ先】 最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html><https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

## （２）国民健康保険、後期高齢者医療制度等の取扱い

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

### 1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

### 2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

#### 【問合せ先】

##### ・国民健康保険料（税）について

⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）

##### ・後期高齢者医療制度の保険料について

⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課

##### ・介護保険料について

⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課

## 3. 電気・ガス料金の支払い猶予等について

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請いたしました（4月7日）。



※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【お問合せ先】

電気・ガス料金の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている電気・ガス事業者に御相談をお願いいたします。

- 電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_electric.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf)

- ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

[https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list\\_gas.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf)

※「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日）を踏まえ、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方又は 受けようとする方については、託送料金等の支払期日を1ヶ月繰り延べる等の措置を講じています（3月19日）。